

令和 8 年 2 月 12 日

◆谷口かずふみ委員

先行会派の皆さんの質疑を聞いていて、ちょっと幾つか確認したいところがあるので、質問させていただきたいと思います。

特に、商店街が行う紙のプレミアム商品券の発行に対する補助のところについて確認したいんですが、まず補助率なんですけれども、これ 10 分の 10 ではなくて、10 分の 10 以内ということなんです、それで、ちょっと確認だけよろしいでしょうか。

◎商業流通課長

さようでございます。10 分の 10 以内ということでございます。

◆谷口かずふみ委員

分かりました。

ちょっと 10 分の 10 以内と言われても、聞いたら皆さん恐らく、全額補助になるのかと、しかも経費も補助しますよという、物すごい手厚いと感じると思うんですけれども、それは補助率引き上げていただいたので感謝しますし、あと、キャッシュレスだけだと、スマホを使えない高齢者の方もいらっしゃるの、その点、配慮いただいたことは、本当に感謝したいと思います。

その上で、10 分の 10 以内ということは、例えば、申請してくる商店街の方がすごく多くて、例えば 10 億、さっき、キャッシュレスとの流用をすると言いましたけれども、例えば全体、全部、10 分の 10 補助すると、例えば 20 億円になっちゃうというような場合には、補助率が、例えば 10 分の 8 とか 10 分の 7 とかに引き下がる可能性もあるという理解でいいんですか。

◎商業流通課長

そういうことではございませんで、先ほど申し上げましたように、十分に見込んであるつもりではございますけれども、万一、10 億を超えるようなことがあれば、そこはキャッシュレスのほうと融通しようと思っておりますし、10 分の 10 以内と申ししたのは、ちょっと今、制度設計、詰めているところなんですけれども、例えば、プレミアム分というのは、上限もございませんので、ほぼ 10 分の 10 になると思うんですけれども、例えば、逆に事務費ばかり、プレミアム分が全体の事業費の半分もいかないようなことにならないように、メインは、プレミアムは 10 分の 10 で、例えば、事務費は全体の申請額のある程度以内の割合に、今しようと思って詰めていたりするので、そういう意味で、10 分の 10 以内というふうにお話しさせていただいたんですけれども、少なくとも、一応、プレミアム分については、10 分の 10 を見るつもりで、今のところは制度設計しておりますし、私どもの補助金、常に何分の何以内というような書き方をさせていただいております。

今回に限っては、今の御質問の趣旨にありますように、足りなくなっちゃった

ので突然、皆さん 10 分の 10 じゃなくなりましたというふうにするのは、ちょっと想定しておりません。

◆谷口かずふみ委員

分かりました。安心をしました。

プレミアム分については、できるだけ 10 分の 10 でやりたいと、事務費については少し、全額とならない可能性もあるという理解でよろしいんですか。

◎商業流通課長

それは、殺到したからということじゃなくて、つくりとして、やっぱり消費者に還元するのがメインなので、プレミアム分でしっかり、総経費のほとんどはプレミアム分が占めるように、事務経費だけが、例えば 7 割事務経費で 3 割がプレミアム分みたいなことにならないように、しっかりちょっと、ある程度の歯止めは、かけさせていただこうと思っております。

◆谷口かずふみ委員

分かりました。

その上で、これ、多くの商店街の方が申し込んできた場合の、希望を全部受け入れるという方向なのか、例えば抽せんなのか、先着順なのか、あとは地域のバランスどうするのか、その辺の考え方を確認させてください。

◎商業流通課長

今のところ、既存事業と同じように、先着順というふうに考えております。

◆谷口かずふみ委員

分かりました。

じゃ、早く周知をしていただいて、情報を早く流して、知っていただくということが大事ということですね。

その上で、今回、商店街が行う紙のプレミアム商品券の発行、商店街の発行に対して補助をするということになっているんですが、例えば過去にも、地域によっては、なかなか商店街自体が小さいので、例えば、商工会議所や商工会が商品券を発行して市内で使っていただくということもやっているケースも過去にあったかと思うんですけども、例えば、そういう商工会議所や商工会が発行した場合は対象になるのかどうか、そこを最後に確認します。

◎商業流通課長

基本的には、やっぱり商店街さんで発行していただくというのが大原則でございまして、商店街さん A、商店街さん B とか、小さいところが集まってやっていただくのは、もちろん構いません。ただ、地域によっては、商店街連合会とか商店街が存在しないところというのが、確かにちょっとございまして、そういうところは、代わりに事務を商工会さんですとか肩代わりしていただいて、やっていただくということは想定しております。

ですが、あくまでもそこは、地元の商店の方を取りまとめた形でやっていただくということになろうかと思いますので、その辺りは、基本的に商工会、商工会議所さんでも、地域に商店街さんがなくて、代わりに取りまとめようということであれば対象にすることで、今、設計はしております。

◆谷口かずふみ委員

分かりました。

ごめんなさい、最後に1点、例えば、AとBとCの商店街さんが、今回、商品券を作るに当たってチームを組んで、ただ、事務は引き受けてくれる人がなかなかいないので、そこを商工会議所さんでちょっと事務でやってもらって、実際の発行元は、商店街連合会なり何なり、連合商店会なり何なり、そういう形でのやり方というのは可能という理解でよろしいんですか。

◎商業流通課長

そこは、商店街さんと商工会さんとのお話し合いになろうかと思いますけれども、その一部を、実際に一緒に地域で盛り上げていただくということであれば、今の段階では、そこで必ずしも、だから駄目ということにはならないかと思えますけれども、また個別のお話になりましたら、私ども相談に伺って、どのような形で、なるべく商店街さんもお使いやすい形にするのか、御相談に応じて柔軟に対応してまいりたいと思います。

◆谷口かずふみ委員

それでは、ぜひその辺の相談に乗りますよというところを、ちゃんと情報発信をしていただけるようお願いして、私の質問を終わります。